

諮問庁：国立研究開発法人理化学研究所

諮問日：平成27年8月12日（平成27年（独個）諮問第36号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（独個）答申第19号）

事件名：本人に対する嫌がらせに係る特定部署の調査資料の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年4月30日付け平成270430総第8号による不訂正決定（以下「原処分」）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

「必要と判断した範囲内で記載し、まとめたものである」とあるが、実際には、特定行為をもみ消すために自分たちに都合よく書き換えたものであり、不当以外の何物でもない。不当な特定事案であることは裁判で明らかにされており、異議申立人が加害者を個人的に訴えた裁判では特定行為をもみ消すために理化学研究所が税金で弁護士を雇い、法違反まで行わせむりやり勝訴したものであり、犯罪である。よって、全て真実のとおり書き換える。あとどれだけ犯罪者を作れば気が済むのか。

（2）意見書

まず、「採用時は、採用願の記載どおり週3日」とあるが、週4日で採用されており、研修の間だけ週3日にされていたものであり、最初から週4日で採用をされている。理化学研究所が何らかの事情で勝手に週3日の契約書を作成したものである。「報告書の決済をとった時点で（中略）利用目的はすでに達成されている」とあるが、異議申立人は、この資料を裁判等で使用したかったにもかかわらず、理化学研究所の虚

偽記載のせいで使用できず不利な状態になったことは事実である。自分たちの不正を隠すためにどれだけの犯罪行為と税金の無駄遣いをすれば気が済むのか。

次に、契約書に仕事全部を書くものではない。しかしながら、理化学研究所は裁判等においても勝手に異議申立人の仕事内容を大幅に削り、さらに、加害者の仕事を大幅に水増しし、あたかも異議申立人に能力がなく残業をしていたことを主張しているが、全て虚偽である。すべて理化学研究所側に都合よくするためにこのような虚偽を記載しているものである。

文書全体が、理化学研究所に都合よく書き換えられていることは事実である。そして、加害者に対し、何の責も問わず、被害者を団体でなぶっている状態が3年続いている。加害者に責を取らせることが当たり前ではないのか。文部科学省の管轄でいじめを公認、黙認、もみ消しとは、そんな団体を税金で維持されること自体バカバカしい。刑事告訴もしている。あとどれだけ犯罪を繰り返せば気が済むのか。

理化学研究所が謝罪と訂正をしないのであれば、こちらについても虚偽公文書作成で刑事告訴します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 訂正請求に至るまでの経緯について

処分庁は、特定年から翌年に行われた特定部署における特定行為について監査・コンプライアンス室が行った調査の調査資料等に係る開示請求を異議申立人から受理し、平成26年12月26日付け平成261208総第49号により部分開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人から上記各文書の一部には事実と異なる内容の記載があるとして訂正請求（別表に掲げる訂正請求1ないし訂正請求14）があった。処分庁は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならぬ場合に該当しないとして、平成27年4月30日付けで不訂正とする決定（原処分）を行ったところ、異議申立人から原処分に対する異議申立てがあり、平成27年5月15日付け（補正後の異議申立書を平成27年6月17日付け）でこれを受理したものである。

2 不訂正とした理由について

（1）訂正請求1について

特定年月日a付けの面談記録における異議申立人の勤務日数に関する記述に対しての訂正請求である。

面談記録は、面談担当者が相談者から聴取した内容や、面談終了後に確認等を行った事項等について必要と判断した範囲内で記載するものである。訂正要求のあった「本人曰く。」は、本人からの聴き取り部分と、面談担当者が確認した事項を区別するために記載したものである。採用

時は、採用願の記載どおり週3日勤務、特定年月日bに契約変更しており、相談日の時点では週4日勤務であり、記載事項に誤りはないため、訂正する必要はなく、原処分は妥当と考える。

また、調査結果を相談者に伝え、報告書の決裁を取った時点で当該保有個人情報の利用目的は既に達成されている。よって、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと考える。

(2) 訂正請求2について

特定年月日a付けの面談記録における異議申立人の業務の内容に関する記述に対しての訂正請求である。

上記(1)のとおり、面談記録は、面談担当者が相談者から聴取した内容や、面談終了後に確認等を行った事項等について必要と判断した範囲内で記載するものである。また、雇用契約書には特定事業における事務業務およびデータ入力・整理業務を行うものと記載されている。

また、調査結果を相談者に伝え、報告書の決裁を取った時点で当該保有個人情報の利用目的は既に達成されている。よって、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当せず、業務を追記する必要はなく、原処分は妥当と考える。

(3) その他の請求事項について

その他異議申立人は種々主張するが、職員から相談を受けた際の面談記録や報告書は、相談者とのメールや面談でのやりとり、その他関係者から聴き取った内容、面談終了後に確認等を行った事項等について、必要と判断した範囲内で記載し、まとめたものであって、内容が「事実でない」とは言えないため、訂正する必要はなく、原処分は妥当と考える。

また、調査結果を相談者に伝え、報告書の決裁を取った時点で当該保有個人情報の利用目的は既に達成されている。よって、法第29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年8月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月28日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ③ 平成29年6月13日 | 審議 |
| ④ 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し、平成26年12月26日付け平成261208総第49号により一部開示決定した保有個人情報のうち本件対象保有個人情報について、別表に掲げる訂正請求1ないし訂正

請求 1 4 のとおり訂正を求めるものである。

処分庁は、本件訂正請求について、法 2 9 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして、訂正しない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、訂正請求書どおりの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法 2 7 条 1 項において、同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法 2 7 条 1 項 1 号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法 2 9 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件対象保有個人情報の性質等について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象保有個人情報のうち、文書 1 ないし文書 3 については、特定年から翌年にかけて監査・コンプライアンス室が行った特定部署における特定行為に関する調査資料の一部である。具体的には、監査・コンプライアンス室が異議申立人に対し、面談を行った際の面談内容の記録であり、監査・コンプライアンス室内で報告・共有するため、監査・コンプライアンス室が作成したものである。

イ 文書 4 については、面談内容の記録（文書 1 ないし文書 3）の概要を含めた当該調査の経緯等をまとめたものであり、監査・コンプライアンス室から担当理事へ報告を行うための文書である。

なお、監査・コンプライアンス室は、担当理事への報告に先立つ特定年月日c付で異議申立人に対して当該調査結果の報告を文書で行っており、当該報告文書は文書4とともに担当理事へ報告しているが、当該報告文書については本件の訂正請求の対象とはなっていない。

- (3) 本件対象保有個人情報、諮問庁が上記(2)で説明するとおり、監査・コンプライアンス室が異議申立人に対して行った面談の記録及びその概要であるから、監査・コンプライアンス室及び異議申立人が面談の際に発言した内容(事実)が記載されているものであり、訂正請求1ないし訂正請求14に係る各記載は、いずれも、法27条の対象となる「事実」に該当すると認められる。
- (4) 異議申立人が求める訂正請求1ないし訂正請求14は、大別すると、①具体的な箇所を摘示して当該箇所の訂正を求めるものと、②具体的な箇所を摘示することなく、新たな記載を求めるものとに分かれることが認められる。

上記①に係る訂正請求について、異議申立人は、それぞれ、別表に掲げる3欄の箇所につき、同4欄に記載する内容に訂正すべきことを求めているものの、面談当時、実際に発言した内容が同4欄のとおりであったこと、又は同4欄の内容が事実であったことなど、当該箇所の記載が「事実でない」と判断するに足る、異議申立人の主張を裏付ける具体的な根拠資料の提出が認められず、また、異議申立人が求める訂正がなされなければ、当該箇所の記載が事実と反することになるとも認められない。

また、上記②に係る訂正請求については、そもそも、独立行政法人が、保有個人情報の利用目的の達成のため把握した情報をいかに取捨選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかは、一義的には文書の作成主体である当該法人の判断に属するものであるところ、異議申立人から、面談当時、実際に、追加記載すべきであるとする別表に掲げる4欄の内容が発言され、又は当該事実が存在し、その上で、同4欄の内容が追加記載されないと、どのような観点から面談記録の趣旨・内容が実際の面談内容と大きく乖離することになる、又は大きな誤解を与えることになると、面談記録が「事実でない」と判断するに足る具体的な主張及びそれを裏付ける根拠資料の提出が認められず、さらに、異議申立人が求める訂正がなされなければ、面談記録が事実と反することになるとも認められない。

したがって、いずれの訂正請求についても、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象保有個人情報に記載された文書

文書1 特定年月日 a 付けの面談記録

文書2 特定職員 A さん及び第三者ヒアリングに関する確認と説明

文書3 特定部署関係者面談

文書4 報告書 同僚による嫌がらせ行為に関する相談への対応

別表

| | 1 開示した 文書 | 2 記載箇所 | 3 記載内容 | 4 訂正請求内容 |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--|--|
| 訂 正 請 求 1 | 特定年月 日 a 付け の面談記 録（文書 1） | 1. 異議申 立人プロフ ィール。 | 勤務 4日／週（本人曰 く。採用願には週 3日勤務） | 面談記録のプロフィー ル、勤務に（本人曰く ～）の部分について、 契約は週4日であり、 勝手に週3日にする な。本人曰くでも何で もない。週4日に訂正 しろ。 |
| 訂 正 請 求 2 | 特定年月 日 a 付け の面談記 録（同 上） | 1. 異議申 立人プロフ ィール。 | 業務 室の調達役務関係 の経理、外国人宿 舎関係業務 所内便集配はパー トタイマーで分担 宅配の集配 文具の補充（A S K U L 手配） | 同プロフィール、業務 について、固定資産管 理の業務と予算管理の 業務、論文検索が抜け ている。勝手に削除す るな。訂正しろ。 |
| 訂 正 請 求 3 | 特定年月 日 a 付け の面談記 録（同 上） | 4. 被害の 内容、不満 に思ってい ること。 | ⑥特定職員 A さん は周りの人には自 分が正しいかのよ うに言う。所属長 にも周囲の人にも 私が特定職員 A さん をいじめている かのように思われ る。それが不本意 である。 | 同面談記録、4⑥につ いて、私がいじめてい ないし、いじめている と思われるはずもな い。訂正しろ。 |
| 訂 正 請 求 4 | 特定年月 日 a 付け の面談記 録（同 上） | 5. 要望 | ②私が嘘をついて いないことを証明 して欲しい（特定 職員 A さんに嫌が らせをされている のは私なのに、所 | 5②について、私はい じめしていない。私は被 害者である。勝手に加 害者に置き換えるな。 訂正しろ。 |

| | | | | |
|--------|-----------------------------|--------------------------------------|---|--|
| | | | <p>属長が特定職員 A さんに悪意はないという理由で放置しているため、まるで私が特定職員 A さんをいじめているかのように周囲に思われていることが不本意である)。</p> | |
| 訂正請求 5 | <p>特定年月日 a 付けの面談記録 (同上)</p> | <p>6. 特定職員 B さんは異議申立人に嫌がらせをしたのか。</p> | <p>③特定職員 A さんと特定職員 B さんが個室で二人で親密にしていた。異議申立人はたまたまその部屋の前を通りかかり、室内を見た。その後、特定職員 A さんは、異議申立人が部屋をのぞいた、といい、それを特定職員 B さんに言う、と言った。</p> | <p>6 ③私は室内を覗いていない。二人がいちゃつきながら部屋から出てくるのを見ただけだ。その後覗いていたと、特定職員 A が勝手に怒り出したのである。部屋で 2 人きりで覗かれては困ることをしていただけであり、私が覗いていない。部屋をラブホ代わりに使用することに関して理研が黙認すること自体社会通念上許されるべきことではないが、人を勝手に覗きの趣味のある変質者に仕立て上げようとするな。「2 人がいちゃつきながら部屋から出てきたところを目撃した。その後特定職員 A が覗かれていたと勘違いして勝手に怒り出した」に訂正しろ。</p> |
| 訂 | <p>特定年月</p> | <p>8. 外国人</p> | | <p>8 全般について、外国</p> |

| | | | | |
|--------|---------------------------------|---------------|---|--|
| 正請求6 | 日 a 付けの面談記録（同上） | の宿舎退去問題 | | 人が怒って私に知らせてきたものであることが削除されている。訂正しろ。 |
| 訂正請求7 | 特定年月日 a 付けの面談記録（同上） | 8. 外国人の宿舎退去問題 | | 8全般について、外国人たちが何度も部屋が決まっていないということを特定職員Aに言っても無視して退去手続きを行ったことが削除されている。訂正しろ。 |
| 訂正請求8 | 特定年月日 a 付けの面談記録（同上） | 8. 外国人の宿舎退去問題 | | 8全般について、庶務に部屋の空き状況を確認したところ、部屋に空きはあり、外国人たちを無理やり追い出さなくてはならなかった必要はなく、庶務の担当がそのことを特定職員Aにも説明していたことが削除されている。訂正しろ。 |
| 訂正請求9 | 特定職員Aさん及び第三者ヒアリングに関する確認と説明（文書2） | | 16. 棚卸や発注も最近ないので、仕事量が減って、残業はない。 | 16について、残業はなくなったのではなく、少なくなったものを記憶している。12月の時点では残業はなくなっていない。訂正しろ。 |
| 訂正請求10 | 特定部署関係者面談（文書3） | | 12. 二人が性的関係にあるということを行ったのか。 13. 皆そのように思っているのか | 12, 13について、意味が分からない。私が誰に対して特定職員Aと特定職員Bが性行為をしていたのか？休み時間中に部屋 |

| | | | | |
|----------------|-----------------------------------|------|---|--|
| | | | か。私は、「そのようなことをしているなら（二人で個室で親密にしているなら？），私はそういうこと（性行為）をしている，といいますよ。」といった。 | を遊び場にしていたことは真実であり，いちやつきながら出てきたのは見た。特定職員Aが覗かれたことに対して怒ったことも事実であり，覗かれて困ることを2人でしていたからに他ならない。訂正しろ。 |
| 訂正請求 1 1 | 特定部署 関係者面 談（同上） | | 19．私は3月までです。 | 19について，この時点で不当に雇い止めをされているのだから，どうにかすべきであったが，私が自分で辞めるかのような表現はやめろ。訂正しろ。 |
| 訂正請求 1 2 | 特定部署 関係者面 談（同上） | | 20．それでは後1ヵ月半，安心して仕事をして良いと思います。 | 20について，このようなことは一切言われていない。勝手に創作をするな。訂正しろ。 |
| 訂正請求 1 3 | 報告書 同僚による嫌がらせ行為に関する相談への対応（文書4） | 1．経緯 | | 1．経緯について，全般的に，目撃者等が非正規雇用であり，真実を述べるとその後の雇用に支障が出る弱い立場であり，所属長は平気で不当なことをする人物であるということの記載がない。そのため，目撃者等が真実を話せない状態にあるということの記載もない。訂正しろ。 |
| 訂 | （訂正箇 | | | 個人情報訂正について |

| | | | | |
|-----------------------|------|--|--|---|
| 正 請 求 1 4 | 所不明) | | | て、コンプライアンス室担当者による「仕事が滞らなければ嫌がらせには相当しない」と断言したことについても記載がありませんので訂正をお願いいたします。 |
|-----------------------|------|--|--|---|